

久留米市国民保護計画（素案）への意見募集の結果

平成18年10月3日（火）から11月1日（水）まで、久留米市国民保護計画（素案）について、市民の皆様からの御意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

なお、意見につきましては、原文を一部要約して掲載しています。

久留米市総務部生活安全推進室

1 意見提出者 10人（団体を含む）

2 提出方法

方法	人数	件数
持参	1人	4件
郵送	0人	0件
FAX	6人	73件
Eメール	3人	16件
合計	10人	93件

3 意見への対応状況

区分	件数	備考
趣旨や提案を反映し計画（素案）を見直すもの	2件	下線（_____）にて表示
趣旨を今後の取組の中で反映していくもの	20件	網掛（ <input type="checkbox"/> ）にて表示

4 意見の概要とそれに対する市の考え方

意見者	意見の概要	市の考え方
梅満町 51歳	1 国からの指示の流れについては、記述されているが、武力攻撃情報の収集と公開についての記述がない。市民が正しい情報を得るための情報の流れについて、その方法の明確化が必要である。	武力攻撃事態等において、国民が適切に行動するためには、正確な情報を適時に、かつ、適切な方法で提供することが必要であることから、国民保護法第23条において、対策本部長（内閣総理大臣）が国民に対し、武力攻撃及び武力攻撃災害の状況並びに国民の保護のための措置の実施状況について公表することと規定されており、これらの情報は、国から直接国民に伝えられます。
	2 指示が、国 県 市町村の流れになっているが、指示を待つことで被害が拡大すると判断できるときは、市の判断で対処することを明記すべきである。	市国民保護計画（素案）の第3編第7章第2「応急措置等」に武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、市長は、自らの判断に基づき、退避の指示等を行うことを定めています。
	3 自衛隊が有事の際に出動する場合、市内の道路の閉鎖などが必要になるため、その際に機敏な処理が行えるように、自衛隊、市、消防、警察との連携と市民への情報の伝達について、その方法の明確化が必要である。	交通規制は、国民保護法第155条において、都道府県公安委員会が、住民の避難、緊急物資の運送その他の国民保護措置が的確かつ迅速に実施されるようにするため緊急の必要があると認めるときに緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができるものとされており、その手続きについては、国民保護法施行令第39条に定められています。
	4 本計画では、弾道ミサイル攻撃、空爆も想定しており、その際の避難地をビルとしているが、ビルは攻撃対象になるため、危険である。避難所として、また、被災者の治療をする医療施設としても、防空壕が必要ではないか。	避難場所や避難方法は、攻撃の種類及び規模によって異なるため、特定することは困難です。なお、避難施設については、県国民保護計画において、あらかじめ県が指定することが定められています。

意見者		意見の概要	市の考え方
宮ノ陣5丁目 53歳	5	計画が対象とする事態は、ほとんどが短時間に終結してしまうものであり、これらの攻撃等から国民を守ることは不可能と思われる。	市国民保護計画は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に制定された国民保護法を踏まえて作成するものです。 国民保護法は、武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象として、その対処に必要な措置を定めており、着上陸侵攻、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃を武力攻撃事態として想定しています。
	6	計画は、自衛隊の戦車、ミサイル等を配備するのに不都合な国民の財産を合法的に摂取できるようにするためのもののように読める。	市国民保護計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を定めたものであり、国民の財産を合法的に摂取できるようにするためのものではありません。
	7	昼間、福岡地区へ勤務している者には、どのような方法で久留米市の情報を伝えるのか。	国民保護法第8条では、国及び地方公共団体は、国民に対し、正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供しなければならないとされており、市国民保護計画（素案）にも、市は、県、指定公共機関及び指定地方公共機関とともに、適切な広報手段を活用して、国民に迅速に国民保護措置に関する情報を提供するよう努めることを記述しています。
	8	計画素案の閲覧だけでパブリック・コメントを実施するのはいかがなものか。	「久留米市パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき、意見の募集期間を10月3日から11月1日までの30日間として、広報紙や市公式ホームページにより周知を図り、パブリック・コメントを実施したものです。

意見者		意見の概要	市の考え方
東町 83歳	9	戦時体制の再来を想わせるような計画であり、非常に不安を感じる。国民保護法の前に「武力を持たない」、「武力攻撃をしない」ことに、もっと力を注ぐべきである。	我が国に対する武力攻撃という事態が生じることは、まずは外交など国の責任において最大限の努力がなされ、回避されるべき問題ではありますが、万が一にもこうした事態に至った場合に備えて、国民保護法に基づく市国民保護計画を作成し、住民の生命、財産を守ろうとすることは、法律の定めに基づくものであり、市として重要な責務であると考えます。
	10	「かんがみ」など日常的に使用されない言葉が出てくるのに違和感がある。	国民保護法、福岡県国民保護計画及び市町村国民保護モデル計画の表現に準じて記述しているものです。
	11	短い文中に「市民」、「国民」と使い分けてあるが、久留米市が作成する計画であれば、「国民」ではなく、「住民」で通すべきである。	市国民保護計画（素案）においては、国民保護措置等の対象となる者の範囲により、「国民」と「住民」を使い分けています。

意見者		意見の概要	市の考え方
西町 78歳	12	周辺事態が十分に論議されていないのに武力攻撃発生を予想するのは急すぎる。	我が国に対する武力攻撃という事態が生じることは、まずは外交など国の責任において最大限の努力がなされ、回避されるべき問題でありますが、万が一にもこうした事態に至った場合に備えて、国民保護法に基づく市国民保護計画を作成し、住民の生命、財産を守ろうとすることは、法律の定めに基づくものであり、市として重要な責務であると考えます。
	13	武力攻撃という文言がやたらと多いのが気になる。	市国民保護計画は、武力攻撃事態や緊急対処事態を想定したものであり、必要に応じて「武力攻撃」という表現を用いています。
	14	武力攻撃が核爆撃とすれば、多様な取組はすべて無駄である。	市国民保護計画は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に制定された国民保護法を踏まえて作成するものです。 国民保護法は、武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象として、その対処に必要な措置を定めており、着上陸侵攻、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃を武力攻撃事態として想定しています。
	15	22ページでは、これ幸いと自衛隊に協力を求め、その必要性を市民に啓発している。	市国民保護計画（素案）の22ページは、市の各部局における平素の業務を示したものです。
	16	遺体に関する記述が多く、市民の死を予想していることが市民の不安を招くのではないかと。	国民の保護に関する基本指針や市町村国民保護モデル計画の内容に基づき、市における平素の業務、各種措置の実施機関の事務分掌等において、記述しているものです。
	17	31ページの自主防災組織は、戦時中の隣組組織を想像させる。	自主防災組織は、災害対策基本法第5条の規定に基づく自主防災組織を指しており、戦時中の隣組とは異なるものです。
	18	38ページの研修及び訓練には、膨大な予算が必要であり、そんなお金があるのなら、福祉に回してほしい。	研修及び訓練の実施に当たっては、防災訓練と共同で実施するなど、最少の経費で最大の効果が得られるよう努めます。
	19	研修の講師は、啓発活動の方向を間違えないように、基本的な人権の確立を基本においた講師を厳選すること。	武力攻撃事態等においても、日本国憲法により保障された国民の自由と権利が尊重されるべきことは当然のことであり、研修における講師の選定に当たっては、配慮に努めます。

意見者		意見の概要	市の考え方
善導寺町 70歳	20	国民保護法を作るより、カナダのように平和省をつくり、小学校から大学まで平和教育をやってもらいたい。武力に対しては、日本は外交で平和的に解決するということを国の内外に認識させることが先決だと思う。	我が国に対する武力攻撃という事態が生じることは、まずは外交など国の責任において最大限の努力がなされ、回避されるべき問題ではありますが、万が一にもこうした事態に至った場合に備えて、国民保護法に基づく市国民保護計画を作成し、住民の生命、財産を守ろうとすることは、法律の定めに基づくものであり、市として重要な責務であると考えます。

意見者		意見の概要	市の考え方
上津町 62歳 (団体代表)	2 1	この計画には、「国際的、国内的な平和への取組」がない。この計画が真に「国民保護」となるためには、「平和構築への取組」をすることが一番であると考えます。	我が国に対する武力攻撃という事態が生じることは、まずは外交など国の責任において最大限の努力がなされ、回避されるべき問題ではありますが、万が一にもこうした事態に至った場合に備えて、国民保護法に基づく市国民保護計画を作成し、住民の生命、財産を守ろうとすることは、法律の定めに基づくものであり、市として重要な責務であると考えます。
	2 2	計画の名称を「武力攻撃事態などにおける久留米市国民保護計画」とすること。	「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」の通称が「国民保護法」であるように、「国民保護」とは、武力攻撃事態等における場合を指すことが一般的であることから、計画の名称は「久留米市国民保護計画」とすることとしています。
	2 3	「災害時の保護計画」を「武力攻撃事態の保護計画」に転用しようとしているが、原因も状況も違う事態を一緒にすることには無理があるのではないか。	地震や水害等の自然災害については、災害対策基本法に基づき、久留米市地域防災計画を策定しており、これに基づいて市の区域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を実施します。
	2 4	「武力攻撃事態」という言葉は、みだりに国民を扇動する言葉となり得るのではないか。	市国民保護計画は、国民を扇動するものではなく、武力攻撃事態等において国民の生命、財産を保護するための計画です。
	2 5	1ページで「住民」をわざわざ「国民」と言い換えているが、市の施策であれば「住民」でよい。全編にわたって「住民保護」の視点で記述すること。	市国民保護計画（素案）においては、国民保護措置等の対象となる者の範囲により、「国民」と「住民」を使い分けています。
	2 6	「住民の安全確保」や「復旧等」が一番大切な「保護」と考えるが、計画では、第3編の「武力攻撃事態等への対処」が66ページと突出して多く記述されており、第3編「住民の安全確保」及び第4編「復旧等」は数ページしか記述されていない。この計画は、「住民保護」を主眼としていないのではないか。	市国民保護計画は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に制定された国民保護法を踏まえて作成するものであり、その構成については、国が示した市町村国民保護モデル計画を参考にしております。
	2 7	「市国民保護協議会」のメンバーが明らかになっていない。また、そこに女性の参画が少ない。資料としてメンバー名をつけること。また、協議会メンバーに一般市民の公募枠を設けること。	市国民保護協議会の構成については、後日、市公式ホームページ等により公表します。なお、協議会の構成については、国からの通達により、市防災会議を参考にすることとされており、委員の任命に当たっては、男女平等政策室と事前に協議を行っています。参考までに、市町村協議会の委員の要件については、国民保護法第40条第4項に列挙されています。

28	「素案」が配布されず、市民に徹底されないままパブリック・コメントが実施されているので、より多くの市民に情報がわかりやすく届くように工夫すること。	「久留米市パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき、意見の募集期間を10月3日から11月1日までの30日間として、広報紙や市公式ホームページにより周知を図り、パブリック・コメントを実施したものです。
29	すでに連合自治会が住民実態調査を実施するなど、「個人情報保護法」に違反する行為がある。この実態調査の名簿が「武力攻撃事態等」における住民の組織づくりに利用されないようにすること。	市国民保護計画（素案）では、住民の組織づくりに関しては、31ページに自主防災組織やそれ以外のボランティア団体等に対する支援を行うことのみ記述しています。
30	「基本的人権の尊重」、「国際人道法の実施」が謳われているが、市民・市職員・関係者などへの研修が義務づけられていない。また、「外国人に対する国際人道法的確な実施」についても研修の義務づけなど具体的な取組がない。	武力攻撃事態等において、基本的人権を尊重すべきことは、国民保護法第5条に規定されており、市国民保護計画（素案）にもその旨を明記しています。
31	「基本的人権」が侵されたときの対処方法・罰則規定について明示すべきではないか。	罰則規定はありませんが、国民保護法第5条に、武力攻撃事態等においても、日本国憲法の定めるところにより、基本的人権は保障されなければならない、これを制約することが余儀なくされるに至った場合にあっては、当該制約は、その対処しようとする事態に応じた必要最小限のものとされ、公正かつ適正な手続きの下に行われることが規定されています。
32	「国民の協力」が記述されているが、強制につながらないようによること。	国民の協力は、国民保護法第4条第2項に「国民の自発的な意思にゆだねられる」とされており、強制されることはありません。
33	「国民保護措置に従事する者の安全確保」の項目はあるが「住民の安全確保」に対する項目がない。別に項目を設けて指針を示すべきである。	市国民保護計画（素案）の1ページに記述のとおり、市国民保護計画は、計画そのものが住民の生命、身体及び財産を保護することを目的としています。
34	5ページに「高齢者、障害者、乳幼児等への配慮」とあるが、「女性（特に妊産婦）」や「病弱者」への配慮も必要ではないか。	「妊産婦」や「病弱者」についても「等」に含んでおり、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児と同様に配慮します。
35	先の大戦では、軍事施設が攻撃の対象にされており、久留米市に軍事施設があることが住民を危険に陥れるケースを考慮し、住民に久留米市の軍事施設についての情報を公開するとともに、攻撃の対象になったときの対処法を示すべきである。	市国民保護計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を規定するものであり、市国民保護計画（素案）では、自衛隊施設等の特定の施設への攻撃については、想定していません。 なお、防衛につきましては、責任を有する国において判断されるものであると考えています。

36	15ページに「久留米市には原子力発電所は存在しない。」と記述されているが、「玄海原発」の被害は広範囲に及び、久留米市も含まれると思われるため、そのことを想定して安全対策を考えるべきではないか。	市国民保護計画は、福岡県国民保護計画に基づいて作成することとされており、福岡県国民保護計画で玄海原発の被害が想定されていないため、市国民保護計画（素案）においても玄海原発の被害は想定していません。
37	16、17、18ページで「敵国」、「敵」の言葉が使用され、このような思い込みが住民の不安をあおることは、先の大戦でも明らかであり、使用すべきではない。	武力攻撃事態、緊急対処事態の想定については、国が定めた「国民の保護に関する基本指針」に示されており、その用語や表現を市国民保護計画（素案）においても同様に記述しております。
38	19、20ページにおいて「緊急対処事態」にふれられているが、「放射能被害・生物剤被害等」は長期にわたることが、長崎・広島・サリン事件で明らかになっているため、「長期対処」についても記述すべきである。	市国民保護計画（素案）における武力攻撃事態や緊急対処事態の想定については、平成17年3月に閣議決定された「国民の保護に関する基本指針」に基づくものです。
39	「自衛隊への協力要請」とあるが、憲法論議で異論があるものを市の計画に入れるべきではない。	国民保護法第20条において、市町村は、特に必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求めることができると規定されています。なお、自然災害の場合においても、災害対策基本法に同様の規定があります。
40	計画を作成するに当たっては、市長は知事と協議しなければならないこととされており、知事の指摘事項を市民に明らかにすること。	後日、県との協議が整いましたら、市公式ホームページへの掲載等により公表する予定です。
41	周辺事態が十分に論議されていないのに、武力攻撃の発生を予想するのは、むやみに住民を煽ることになるのではないか。	市国民保護計画は、武力攻撃の発生を予想するものではなく、武力攻撃事態等において住民の生命、財産を保護するための計画です。
42	この計画を立てた「生活安全推進室」の役割を明確にし、そのメンバーに配置されている久留米警察署の職員の役割を住民に明示すること。	生活安全推進室は、総合的な防犯施策、暴力追放運動、国民保護措置など、安全で安心なまちづくりを推進する役割を担っています。なお、生活安全推進室には久留米警察署の職員は配置されていません。
43	22ページで総務部が行う「平素からの自衛隊との連絡調整」とは何か、住民に明らかにすること。	自衛隊が保有する専門的知識や市の政策の方向性等について、互いに情報交換を行うことを指しています。
44	22ページで環境部が行う「遺体の措置及び埋葬に関すること」については、現在の久留米市が持っている機能では対処できないので、その基準を明確にすること。	22ページは市の各部局における平素の業務を示したものです。
45	「国民の権利利益の救済」機関と「収用・保管命令・土地使用」等を行う機関が同じでは、十分な救済は行われないので、救済は独立した「外部機関」が行うべきである。	国民保護法第159条の規定に基づき、損失補償等は国及び地方公共団体が行うこととされています。

46	「損失・損害補償」について、第5編で「国民保護施行令に従う」とあるが、具体的なことやいつまでになされるのか等が不明確である。	国民保護法第6条に、国及び地方公共団体は、損失補償及び権利利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努めることとされており、その基準や申請手続については、国民保護法施行令に定められています。
47	31ページの「自主防災組織の育成」は強制されるものではないことを徹底すること。また、自主防災組織に関わる人の安全確保を明示すること。	自主防災組織は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、地域住民により自主的に組織されるものであり、強制されるものではありません。なお、自主防災組織の安全確保については、市国民保護計画（素案）の第3編第3章第7(1)に記述しています。
48	「情報の伝達」、「警報等の伝達」においては、「障害者」の種別に対して細かく配慮すること	市国民保護計画（素案）の6ページ「国民保護措置に関する基本方針」で国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児等に対し、きめ細かな配慮が必要であり、警報及び緊急通報の伝達等において、特に留意することを記述しています。
49	38ページに記載されている「研修及び訓練」において、第1編の基本方針で述べられている「基本的人権の尊重」、「国民の権利利益の迅速な救済」、「国際人道法の実施」について徹底した研修をすること。	武力攻撃事態等において、基本的人権を尊重すべきことは、国民保護法第5条に規定されており、市国民保護計画（素案）にもその旨を明記しています。
50	38ページの「自衛隊」を講師に招くことや39ページの「訓練」で「自衛隊等」と連携することは憲法違反ではないか。	国民保護措置を円滑に実施するためには、自衛隊との協力・連携は必要不可欠であることから、国が示した市町村国民保護モデル計画に基づき記述しているものです。
51	41ページに記載されている「要援護者」に「妊産婦」、「病弱者」を入れること。	市国民保護計画（素案）の資料編「9 用語の定義」における「災害時要援護者」に「妊産婦」を加えます。
52	「避難実施」は、鳥取県が行ったように、久留米市でも実際にシミュレーションを行い、住民の安全が守られるように計画すること。	「避難マニュアル」作成後、必要に応じて、図上訓練等によるシミュレーションの実施について、検討を進めます。
53	47ページの下から8行目、「不審物等」には「不審者」が含まれないことを啓発すること。	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関しては、武力攻撃災害による被害を最小限化するための適切な啓発に努めます。
54	48ページからの「初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置」において、デマ・流布の発生を防ぐこと。	「初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置」においては、正確な情報の適時かつ適切な提供に努めます。

5 5	「要援護者に対する具体的な連絡方法」を明示すること。	市国民保護計画（素案）の71ページに記述のとおり、現在市が保有するあらゆる伝達方法により情報の伝達に努めます。なお、災害時要援護者については、市国民保護計画（素案）の72ページに記述のとおり、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努めます。
5 6	52ページからの「市対策本部の設置等」については、久留米市の地勢の特徴（橋が多い。筑後川は蛇行部分がある。離れ島になる地域がある。自衛隊施設がターゲットになる。）などが考慮されているか疑問である。	「市対策本部の設置等」は、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について定めているものです。
5 7	災害時には、デマ情報が飛び交うので、指揮系統を明確化すること。	市国民保護計画（素案）の53ページ、54ページに市対策本部の組織構成図及び組織図を示しており、災害時には、指揮系統が明確になるよう努めます。
5 8	対策本部に関わるすべての部は、「国家の安全保障」ではなく「人間の安全保障」の視点に立った研修を積むこと。	市国民保護計画（素案）の第2編第1章第5「研修及び訓練」において、市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて、国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めることを記述しています。
5 9	70ページからの「警報及び避難の指示等」では、災害時に実際に機能するかどうか疑問である。	武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するためには、警報の内容の迅速かつ的確な伝達や避難の指示の伝達等が極めて重要であることから、訓練の実施等を通じて、機能性を高めるよう努めます。
6 0	84ページにおいて、久留米市は、「大都市の避難」を想定しているのか。	久留米市は福岡県南の中核的な都市であり、人口も30万人以上であることから、市国民保護計画（素案）では、大都市における避難を想定しています。
6 1	「住民保護」の中心は「避難」であるが、意見を求められた鳥取県の自治体は、住民の全員避難は不可能と答えている。避難用の道路を自衛隊が優先的に使用することを市長が判断したら、住民の避難はさらに難しくなるので、まず、「住民の避難」を優先すべきことを強調すること。	交通規制は、国民保護法第155条において、都道府県公安委員会が、住民の避難、緊急物資の運送その他の国民保護措置が的確かつ迅速に実施されるようにするため緊急の必要があると認めるときに緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができるものとされており、その手続きについては、国民保護法施行令第39条に定められています。

6 2	8 8、8 9ページの「救援の基準等」に具体性がない。また、「救援」についての記述が2ページのみであるのは「住民の救援」を軽視しているのではないか。	救援については、国民保護法第74条の規定に基づき、大規模な自然災害への対処と同様に都道府県知事が行うこととされており、市町村は、国民保護法第76条第1項の規定に基づき、都道府県知事が救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととした場合に救援を行うこととなります。
6 3	9 0、9 1、9 2ページにおける「安否情報の収集・提供」では、被災者が膨大な人数になることが予想され、実際には機能しないのではないか。	被災者の数は災害の程度や規模により異なるものと思われませんが、市国民保護計画（素案）の90～92ページ「第6章 安否情報の収集・提供」に記述している内容により、適切な安否情報の収集・提供に努めます。
6 4	被害を受け「安否情報の照会」の手続きができない状態になった住民の情報はどうやって収集するのか。	市国民保護計画（素案）の91ページの「1 安否情報の収集」に記述している内容により、適切な安否情報の収集に努めます。
6 5	9 4ページの住民への退避の指示は、「屋内退避」のみが指示されており、「屋外退避」の指示の具体策がない。	市国民保護計画（素案）の94ページ【屋内退避の指示について】は、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられる場合の指示を例示したものです。
6 6	9 5ページには、市職員の「安全の確保」のみが記述されており、「住民の安全の確保」の具体策がない。	市国民保護計画（素案）の95ページは「退避の指示」に関する内容を記述しており、指示を住民に伝達する市職員の活動時の安全の確保について配慮することとしているものです。
6 7	9 6ページの「警戒区域の設定」に当たり、なぜ、自衛隊の助言が必要なのか。軍優先の設定が行われる可能性は避けるべきである。	警戒区域の範囲を適正に設定するため、専門的知識を有する県警察、自衛隊への助言を求めるものであり、国が示した市町村国民保護モデル計画に基づき記述しているものです。
6 8	「警戒区域の設定」、「当該設備又は物件の除去」、「他人の土地、建物、工作物の収用」に対する住民への事前通知、区域内の住民の生活権・居住権、また、長期にわたる場合の補償等について規定すべきではないか。	警戒区域の設定は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に設定されるものであり、住民への事前通知は困難とされます。また、武力攻撃事態等において、法律の規定に基づき収用その他の処分によって加えられた財産上の特別の犠牲に対しては、適切な補償を行うべきことは当然であることから、国民保護法においては、現行法に基づく補償例を参考に、物資の収用な土地の使用を行った場合などの処分について、損失補償の対象とされています。しかし、「避難の指示」、「退避の指示」、「警戒区域の設定による退去命令」については、当該指示や命令を受けた者への危害を防止するという、まさに指示等を受けた者の利益に合う措置であることから、国民保護法では補償の対象とされていません。
6 9	NBC攻撃（核・生物・化学兵器）の被害状況予想や被害住民の救済に関して記述すべきではないか。	市国民保護計画は、武力攻撃の被害状況を予想するものではなく、武力攻撃事態等において住民の生命、財産を保護するための計画です。

70	安定ヨウ素剤はすでにつくられているのか。	安定ヨウ素剤は既に開発されており、国がその責務において計画的に備蓄することとされており。
71	「危険物等の消費の一時禁止」を市長が命じた場合は、ガソリンなどの供給がストップし、住民生活に支障をきたすと思われるが、住民のライフラインの確保はどうするのか。	危険物質等を取り扱う施設に対し武力攻撃が行われた場合には、危険物質等による被害が甚大になることが想定されることから、当該被害を回避、又は可能な限り最小化するため、国民保護法第103条第3項に危険物質等の消費の一時禁止等、必要な措置が規定されています。
72	「放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等」において、住民への連絡に関する記載がないのはなぜか。	国民保護法第105条第7項の規定により、武力攻撃に伴って放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出されることにより、人の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれがあるときは、対策本部長（内閣総理大臣）が、応急の対策を実施すべき区域、事態の概要、応急対策実施区域内の住民等に周知させるべき事項を直ちに公示することとされています。
73	NBC攻撃による災害時における「遺体の移動の制限、禁止」はいつまでなのか。	災害の規模や程度により異なるため、具体的に時期を示すことはできません。
74	108ページの「被災情報の収集及び報告」、109ページの「保健衛生の確保その他の措置」、111ページの「国民生活の安定に関する措置」は、一番行政として対処すべき重要項目であるにもかかわらず、1ページずつしか記載されていないのはなぜか。	市国民保護計画は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に制定された国民保護法を踏まえて作成するものであり、その構成については、市町村国民保護モデル計画を参考にしております。
75	109ページの(1)の「特に配慮を要する者」に「女性（特に妊産婦）」、「病弱者」を挿入すること。	市国民保護計画（素案）の資料編「9 用語の定義」における「災害時要援護者」に「妊産婦」を加えます。
76	109ページの(4)の飲料水は全市に行き渡るように計画すること。	飲料水衛生確保対策については、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置を実施します。
77	第4編の「復旧等」は3ページ、第5編の「緊急対処事態への対処」は1ページと「国民保護」では一番大切な部分にふれられていない。これでは、住民の安全・安心は守れない。	国民保護法第183条の規定により、緊急対処事態への対処は、原則として、武力攻撃事態への対処の規定が準用されることから、計画上の記述は簡略化しています。

意見者		意見の概要	市の考え方
国分町 69歳	78	自治体、議会の任務は、住民の生命財産を守ることが第一義であり、住民が安心して暮らせる条件を整備することであることから、まずは、国に対して「有事」を引き起こさない国際平和外交に徹していくことを何よりも強く求めるべきである。	我が国に対する武力攻撃という事態が生じることは、まずは外交など国の責任において最大限の努力がなされ、回避されるべき問題ではありますが、万が一にもこうした事態に至った場合に備えて、国民保護法に基づく市国民保護計画を作成し、住民の生命、財産を守ろうとすることは、法律の定めに基づくものであり、市として重要な責務であると考えます。 なお、久留米市においては、昭和59年7月1日に核兵器廃絶平和都市宣言を行い、平和事業を推進しています。
	79	国民保護措置の実施に当たっては、万が一にも基本的人権を侵すことがないよう、人権侵害を防止するための具体的方策が必要ではないか。	武力攻撃事態等において、基本的人権を尊重すべきことは、国民保護法第5条に規定されており、市国民保護計画（素案）にもその旨を明記しています。
	80	「素案」策定までの経過報告がないのはなぜか。どのような経過で計画素案が作成されたのか、住民に説明する責任があるのではないか。	市国民保護計画（素案）作成までの経過については、後日、市公式ホームページ等により公表します。

意見者		意見の概要	市の考え方
荒木町 65歳	81	42ページの【救援に関する事務を行うために必要な資料】の「収容施設」の「2 高齢者、障害者、乳幼児等その他特に配慮を要する者を収容できる社会福祉施設、宿泊施設、長期避難住宅、賃貸住宅等のリスト」に「妊婦、糖尿病合併症」を入れること。	「妊婦」や「糖尿病合併症」についても「等」に含んでおり、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児と同様に配慮します。

意見者		意見の概要	市の考え方
野中町 58歳	82	市民の生命とくらしの根幹に関わる施策であるにもかかわらず、市民に対する説明手順を粗略に扱う市のやり方には納得がいかない。	市国民保護計画は、国民保護法の規定により、必ず作成しなければならないものであり、法律の規定に基づいて、作成を進めています。なお、市国民保護計画の内容や国民保護に関する各種の情報については、積極的に市民へ周知を図ってまいります。
	83	「武力攻撃」は、どの国からのものを想定しているのか。	市国民保護計画（素案）は、武力攻撃事態等が発生した場合における国民の保護のための措置を記述しているものであり、どこかの国やテロ集団等による攻撃などを具体的に想定はしていません。
	84	基本的人権の尊重が計画に謳われているが、どのような方法でそれは保障されるのか。	武力攻撃事態等において、基本的人権を尊重すべきことは、国民保護法第5条に規定されており、市国民保護計画（素案）にもその旨を明記していることから、それらの規定に基づき、適正な運用を行います。
	85	計画の主な内容は「避難」であるが、多くの市民の避難生活が可能施設や設備が用意できるのか。核や生物化学兵器による攻撃の場合、堅牢な地下シェルターでもない限り逃れることはできないと思われる。結局、計画に示された避難方法は、現実には役に立たないのではないか。	武力攻撃事態等の態様は多岐に亘り、武力攻撃事態等の状況や推移に合わせて適切な避難方法を選択することが重要と考えます。
	86	計画のシミュレーションを実施し、その結果を公表してほしい。	必要に応じて、図上訓練等によるシミュレーションの実施を検討し、実施した場合の結果については公表します。
	87	パブリック・コメントの集約結果を踏まえ、住民対象の説明会を開くこと。	市国民保護計画の内容や国民保護に関する各種の情報については、広報紙や市公式ホームページなどを通じて、積極的に市民へ周知を図ってまいります。

意見者		意見の概要	市の考え方
中央町 53歳	88	パブリック・コメントを求める際は、素案だけではなく、これまでの協議内容と協議会メンバーを公表すべきである。	協議会の開催については、事前に市公式ホームページに掲載して周知を図っており、協議会の会議は公開しています。
	89	協議会の運営については、国民保護法第40条第8項の規定に基づく条例を制定し、情報公開条例にしたがって、協議内容を常に公表するとともに、運営の透明性及び公平性を保つべきである。	久留米市国民保護協議会条例を今年3月に制定しており、協議会の内容については、情報公開条例に基づいて、適切に運用しています。
	90	実際に久留米市において、市民全員が避難することなど到底不可能であり、想定される攻撃がもし現実のものとなったときは、避難どころか、わずかな時間で私たちはその犠牲者となる。それを考えると、計画に定められている内容は、現実性のないものであり、実効性のないものである。	武力攻撃事態等の態様は多岐に亘り、武力攻撃事態等の状況や推移に合わせて適切な避難方法を選択することが重要と考えます。
	91	安易に国民保護計画を作成するのではなく、人権尊重都市宣言及び核兵器廃絶平和都市宣言をはじめとする多くの宣言に恥じないまちとしての信念を貫くべきである。	我が国に対する武力攻撃という事態が生じることは、まずは外交など国の責任において最大限の努力がなされ、回避されるべき問題ではありますが、万が一にもこうした事態に至った場合に備えて、国民保護法に基づく市国民保護計画を作成し、住民の生命、財産を守ろうとすることは、法律の定めに基づくものであり、市として重要な責務であると考えます。 なお、久留米市においては、昭和59年7月1日に核兵器廃絶平和都市宣言を行い、平和事業を推進しています。
	92	国民保護計画（素案）に関する意見について、その全文を紹介されるよう強く要望する。	パブリック・コメントの結果については、その全文及びそれに対する市の考え方をホームページへの掲載等により公表します。
	93	国民保護計画について、市民説明会等を開催などにより、広く市民に周知されることを要望する。	市国民保護計画の内容や国民保護に関する各種の情報については、広報紙や市公式ホームページなどを通じて、積極的に市民へ周知を図ってまいります。